

特定生産緑地指定手続 よくある質問

Q1 平成5年以降に指定を受けた生産緑地地区については、特定生産緑地指定にあたり意向を確認するのはいつですか？

A1 平成4年指定の生産緑地地区における手続から、1年ずつ遅らせて手続を行っていく予定です。

Q2 特定生産緑地指定同意書を提出したのちに、取り下げるとは可能ですか？

A2 指定の手続上、原則として自己都合による取り下げはできません。なお、相続が発生した場合は、ご相談ください。

Q3 特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書の提出後に、特定生産緑地指定に向けた手続に移行することはできますか？

A3 原則として、特定生産緑地の指定を希望しない旨の確認書の提出を行った生産緑地地区について、自己都合による変更はできません。

Q4 特定生産緑地指定同意書の提出締切日を過ぎてしまった場合、特定生産緑地に指定することはできますか？

A4 特定生産緑地指定に向けた手続の時間を踏まえると、提出締切日を過ぎた場合、特定生産緑地指定をすることができません。期日に余裕を持った提出をお願いいたします。

Q5 特定生産緑地に指定されないまま、生産緑地地区指定から30年が経過すると、生産緑地地区は自動で解除されますか？

A5 指定から30年経過しただけで、自動で解除されるものではありません。買取り申出を行い、行為の制限が解除されるまでは、生産緑地地区としての建築行為の制限は継続し、農地としての管理義務は継続します。

Q6 所有する生産緑地地区のうち、一部100㎡だけを指定することは可能ですか？

A6 できません。本市における特定生産緑地指定下限面積は300㎡です。

Q7 生産緑地地区の一部を特定生産緑地に指定することは可能ですか。

A7 指定下限面積300㎡を満たす範囲で可能です。ただし、筆の一部を指定する際には、国の指針を踏まえ、分筆が必要となります。

なお、分筆に要する費用は、自己負担となりますのでご了承ください。

一部に対して特定生産緑地指定を行うことを検討している方は、分筆の要不要について市都市計画課までご相談ください。

Q8 特定生産緑地指定後10年の間に、主たる従事者の死亡や故障により営農が継続できない際は、買取り申出はできますか。

A8 できます。営農が継続できないとすると、市へ買取り申出を行い、市の判断として買い取らない場合は、農業従事者へあっせんを行い、それでも希望者がいない場合は、行為制限が解除されます。その場合は、農地以外の土地利用が可能となります。

その他、特定生産緑地指定手続についてお困りの際は市都市計画課までご相談ください。

TEL：0467-61-3408（直通）